

基本方針1

施策の方向性	施策	重み付け	分類	主な取組内容		
ごみ減量・資源化目標の達成	施策1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理	重点	強化	進捗状況の評価	スケジュールの見直し	
	施策1.2 ごみ減量・資源化の意識醸成			わかりやすい目標値の周知	家庭でできる具体的な減量取組の紹介	事業者ができる具体的な減量取組の紹介
発生抑制・再使用の推進	施策1.3 食品ロスの削減対策	重点	強化	外食店舗と連携した3010運動推進	食品ロスレシピの啓発	フードドライブの推進
	施策1.4 リフューズ・リデュースの促進			不要なものを発生させない	マイバック・マイボトル利用等の促進	ごみの排出抑制の情報発信
	施策1.5 リユースの推進(再使用)		強化	民間リユース事業者と協働の検討	リユース施設の整備	
資源化の推進	施策1.6 資源物の分別徹底	重点	強化	プラスチックごみ分別基準の見直し・周知	小売店と連携した店頭回収のPR促進	雑紙の出し方の見直し及び分別推進の情報発信
				拠点回収のPR及び検討		

重点：優先的に実施する重要な施策
 強化：前計画から継続する施策を改善・充実
 新規：本計画から新たに実施する施策

基本方針2

施策の方向性	施策	重み付け	分類	主な取組内容		
減量・資源化の意識醸成	施策2.1 分別説明会の実施			講座や説明会の積極的な情報発信	分別体験会の実施	
	施策2.2 事業系ごみ適正処理啓発	重点	強化	適正処理の情報発信 事業系有料シール券の周知・見直し	事業系ごみの定期的な確認 一般廃棄物処分業者の情報発信	事業系ごみの減量に関する計画書や管理責任者届提出の推進
地域におけるリサイクルの推進	施策2.3 リサイクル活動(集団回収)の推進			リサイクル活動回収取扱業者の照会及び情報発信	リサイクル活動補助金単価見直しの検討	
情報発信、環境学習の推進	施策2.4 わかりやすい情報提供	重点	強化	転入者への情報提供	パンフレットの見直し及び全戸配布	SNSを活用したごみ処理状況等の発信
				ごみ分別アプリの導入の検討		
市民サービスの充実	施策2.5 お届け講座や環境教育・環境学習の実施			お届け講座、施設見学会の実施	環境教育・環境学習機能の整備	
	施策2.6 ごみ出し困難世帯への支援		強化	ごみの戸別収集や粗大ごみの戸別収集に関する地域や社協との協働体制構築	収集業者と連携した有料サービスの検討	
	施策2.7 不法投棄への対策		強化	不法投棄対策の推進	処理困難物の処理に関する情報提供	

市民や事業者と市の繋がりを構築することで、ごみの分別やルール徹底、市民サービス向上を推進する。

基本方針3

施策の方向性	施策	重み付け	分類	主な取組内容		
理解の促進	施策3.1 ごみ処理広域化の情報発信	重点	新規	誰にもわかりやすく目に留まりやすい情報発信		
処理体制の継続的改善	施策3.2 資源化ルートの継続的な見直し			焼却残渣や有価物の処理委託先の調査・検討	小型家電リサイクルの推進	
	施策3.3 分別基準の見直し	重点	新規	ごみ広域処理施設に合わせた分別基準の見直し		
	施策3.4 ごみ処理に係る費用負担の検討		新規	一般廃棄物処理会計基準の導入	処理手数料の継続的な見直し	ごみ有料化の検討
	施策3.5 資源ごみの広域化	重点	新規	資源ごみの広域化に向けた協議		
災害廃棄物対策	施策3.6 災害時に備えたルール・体制づくり	重点	新規	災害廃棄物処理計画の策定と定期的な見直し	職員等研修の実施	災害廃棄物や排出ルールの周知
				退蔵ごみの適正排出	有害ごみ等の情報把握	

ごみ処理広域化や災害廃棄物対策を推進するために、体制の見直しや改善を図る。

計画の体系と施策について（案）

基本方針1 ごみ減量・資源化目標の達成

【施策の方向性】ごみ減量・資源化目標の達成

施策 1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理

【強化】重点施策

ごみ処理数値目標を達成するために、年度毎に達成状況を評価し、進捗状況によっては各施策の取組みを見直しするなど、改善を図ります。

施策 1.2 ごみ減量・資源化の意識醸成

ごみ減量・資源化の目標について、市民・事業者にわかりやすく周知して、家庭や事業所内での取組を促進し、減量・資源化の意識を醸成します。

【施策の方向性】食品ロスの推進

施策 1.3 食品ロスの削減対策

【強化】重点施策

手付かずの食品や調理くず、食べ残しなど、まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するため、普及啓発や事業者等と連携した取組を推進します。

【施策の方向性】4Rの推進

施策 1.4 リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）の促進

家庭や事業者で行うことができる発生源でごみを断つための取組や、ごみを発生させない取組の情報を発信することで、ごみ減量の啓発を推進します。

施策 1.5 リユースの推進（再使用）

【強化】

衣類や食器、家具など、まだ使えるものを必要な人へ届けたり、誰かから譲り受けるためのプラットフォーム（情報、拠点）を整備します。

施策 1.6 資源物の分別徹底

【強化】重点施策

燃やすごみに混在して排出されるプラスチック、雑がみなどの分別を徹底するため、情報発信に加え、出し方の見直しや店頭回収、拠点回収、集団回収等の多様な回収方法の周知などを行い、リサイクル率の向上を図ります。

また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、分別基準を見直します。

《主な取組内容》

数値目標の進捗評価

ごみ処理広域化（令和 10 年度～）を踏まえたごみ処理数値目標を達成するために、年度毎に家庭系ごみ、集団回収、事業系ごみ、リサイクル率を算出し、目標に対する進捗状況を評価する。

各施策のスケジュール管理

ごみ処理数値目標の達成状況に応じて、各施策のスケジュールや取組内容を見直し、ごみ処理広域化に向けて、業務や施策の改善を図ります。

《事業工程》

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	▶広域化の開始				
					R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進				見直し					
					※第6次計画の中間見直し				

コラム

○ごみ広域処理施設の概要

本市と朝霞市のごみを処理するごみ広域処理施設は、焼却施設 175t/日、不燃・粗大ごみ処理施設 17t/日と施設規模を決定しています。本市の数値目標は、施設規模算出根拠として設定したものであり、ごみ広域処理施設の安定稼働のために達成しなければならない目標となっています。

<広域ごみ処理施設の概要>

施設	処理対象ごみ	施設規模
焼却施設	燃やすごみ、選別可燃物、災害廃棄物	175t/日
不燃・粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ、粗大ごみ、選別不燃物	17t/日

【出典】「(仮称) ごみ処理施設整備基本計画」(令和 4 年 6 月、朝霞和光資源循環組合)

《主な取組内容》

わかりやすい目標値の周知

市民や事業者にわかりやすい目標値を掲げ、市ホームページなどで積極的な周知を行います。また、毎年、目標に対する減量化の進捗を公表し、市民や事業者がモニタリングできるようにします。

家庭でできる具体的な減量取組の紹介

家庭でできる具体的な減量取組について、「家庭の資源とごみの分け方・出し方」やお届け講座などで目標値と合わせてわかりやすく情報発信します。

事業者ができる具体的な減量取組の紹介

事業者ができる具体的な減量取組について、「事業系ごみの適正処理と減量の手引き」などで減量の目標値と合わせて情報発信します。

《事業工程》

▶広域化の開始

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 1.3 食品ロスの削減対策

【強化】重点施策

《主な取組内容》

飲食店と連携した取組の発展

外食店舗での会食や宴会時に、最初の 30 分と最後の 10 分は自分の席で食事をして食べ残しを減らす「3010 運動」の推進やドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）などの食品ロス対策の導入について情報提供を行います。

食品ロスレシピの啓発

食品ロス削減レシピなどを市のHPに掲載することで、レシピの啓発を推進し家庭での食品ロス意識の醸成を図ります。

フードドライブの推進

フードドライブの取組みを福祉団体と協力しながら、周知することで発展させます。

《事業工程》

▶広域化の開始

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

コラム

○「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参画

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て 3R を推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として、平成 28 年度に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が設立されました。

本市はこれに参画し、参加自治体間での情報共有・発信や全国共同キャンペーンを実施しています。



施策1.4 リフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）の促進

《主な取組内容》

不要なものを発生させない

レジ袋や使い捨て食器などを過剰に提供せず、不要なものはもらわないという行動を促すため、市民・事業者への情報提供や、店舗等と協力した取組を推進します。

マイバッグ・マイボトル利用等の促進

河川に捨てられたレジ袋やペットボトルなどによるマイクロプラスチックの環境汚染について適切に情報提供するとともに、マイバッグやマイボトルを利用する地球環境へ配慮したライフスタイルへの転換を促します。

ごみの排出抑制の情報発信

家庭での生ごみの水切りや詰め替え商品の利用等の啓発やオフィスでのコピー用紙の裏面利用や量り売りの啓発など、各主体で取組みできるごみ排出抑制のための情報をホームページや手引きで発信します。

《事業工程》

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	▶広域化の開始				
					R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進 									

コラム

○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（令和4年4月）

同法では、従来の3Rに加え、廃棄を前提としないものづくり＝「Renewable」を促進するものとして、環境配慮設計、ワンウェイプラスチック使用の合理化、市区町村による分別収集や再商品化の促進、製造・販売事業者等の自主回収の促進、排出事業者に対する排出抑制や再資源化の促進等を定めています。

○条例に定める事業者の責務

（事業者が行う廃棄物の減量）

第6条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再生利用の可能な物の分別の徹底を図ること等再生利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

[出典] 和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 平成10年12月24日条例第40号(平成31年4月1日施行)

施策 1.5 リユースの推進（再使用）

【強化】

《主な取組内容》

民間リユース事業者と協働の検討

民間リユース事業者との協働を検討し、市民・事業者に対して利用を呼び掛けるとともに、リユース文化を醸成します。

リユース施設の整備

リサイクル展示場が、ごみ広域処理施設の整備工事に伴い撤去する予定であるため、新施設においてリユース施設の機能と合わせ、環境教育・環境学習や情報発信の拠点整備を進めます。

また、新施設の整備までの間は、リサイクル展示場の代わる市民へのリユース機会の提供方法については、引き続き検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
協働の推進		推進							
※リユース事業者との協定									
リユース施設の整備・検討等					推進				

施策 1.5 資源物の分別徹底

【強化】重点施策

《主な取組内容》

プラスチックごみ分別基準の見直し・周知

「プラスチック資源循環促進法」及び省令に基づき、「プラスチック」の分別基準を見直し、市民にとって分別しやすい方法を検討します。また、変更後の分別基準については、広く市民に周知を行います。

小売店と連携した店頭回収のPR促進

買い物のついでにいつでも排出できる店頭回収を推進するため、小売店の協力を得ながら、市のホームページなどで情報提供を行い、店頭回収のPRを促進します。

雑紙の出し方の見直し及び分別推進の情報発信

燃やすごみに混入している雑がみを削減し、資源ごみとしての排出を推進するため、正しい出し方の情報発信をするとともに、分別しやすい出し方を検討し、出し方の方法の見直しを行います。

拠点回収のPR及び検討

市が公共施設等に設置している乾電池、インクカートリッジ、小型充電式電池の回収ボックスについて、積極的にPRし、利用を促進するとともに、費用対効果を考慮しながら対象品目や拠点について適宜見直します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
見直し									
※プラスチックごみ分別基準									
店頭回収PR促進		推進							
雑紙 出し方見直し		周知・情報発信			継続・推進				
拠点回収 PR 推進									

コラム

○雑がみに関するアンケート結果

市民向けアンケート調査で「雑がみ」（お菓子やティッシュの紙箱、包装紙、紙袋など）の排出方法について尋ねたところ、「燃やすごみとしてごみ集積場所に排出」が最も多く59.9%であり、次点の「資源物としてごみ集積場所に排出」27.6%の2倍以上となっており、分別が促進されていない状況がわかりました。

基本方針2 市民・事業者・行政の協働による資源循環の推進

【施策の方向性】市民や事業者の分別推進

施策 2.1 分別説明会の実施

ごみの分け方・出し方について説明会の開催や、分別体験会を実施することで、市民・事業者への正しい分別方法の周知を図ります。

施策 2.2 事業系ごみ適正処理啓発

【強化】

事業者に対して、事業系ごみの適正処理方法を啓発するとともに、事業系ごみの展開検査や立入検査、事業系ごみ有料シール券制度の見直しなど適正処理に向けた対策を強化します。

【施策の方向性】地域におけるリサイクルの推進

施策 2.3 リサイクル活動（集団回収）の推進

地域の自主活動として実施している資源ごみの集団回収について、今後も回収量を維持していくため、回収業者の紹介や情報発信を行うとともに、費用対効果に配慮し補助金単価を適宜見直します。

【施策の方向性】情報発信、環境学習の推進

施策 2.4 わかりやすい情報提供

【強化】重点施策

転入者への情報提供、パンフレットやSNS、アプリなどの効果的な活用による情報発信など、あらゆる市民・事業者に向けてわかりやすい情報提供を行います。

施策 2.5 お届け講座や環境教育・環境学習の実施

お届け講座を継続するとともに、主体的な環境学習（教育）の場として意見交換ワークショップの開催などを検討します。

【施策の方向性】市民サービスの充実

施策 2.6 ごみ出し困難世帯への支援

【強化】

ひとり暮らしの高齢者宅などごみ出しが困難な世帯に対して戸別収集などを継続するとともに、福祉団体や収集業者との連携を検討し、より幅広いサービスを提供します。

施策 2.7 不法投棄への対策

【強化】

地域や関連団体と連携した不法投棄対策を実施するとともに、処理困難物の処理方法に関する情報提供や処理ルートの調査・検討を適宜実施します。

施策 2.1 分別説明会の実施

《主な取組内容》

講座や説明会の積極的な情報発信

分別区分や分別基準などに変更が生じた場合は、分別区分や分け方・出し方について解説する「分別説明会」を適宜開催し、市民・事業者への周知を徹底します。

分別体験会の実施

若年層や子育て世代が集まるイベントなどにおいて、ごみの分別体験会を実施して理解を促し、日頃環境行政との交流がない世代に対しても効果的な周知を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進 									

施策 2.2 事業系ごみ適正処理・ごみ減量の推進

【強化】

《主な取組内容》

適正処理の情報発信

和光市商工会や収集運搬許可業者と協力し、市内事業所に対して事業系ごみの適正処理に関する効果的な情報発信を行います。

事業系ごみの定期的な確認

収集運搬許可業者から搬入される事業系ごみの展開検査を適宜実施します。

また事業者に対して立入調査への協力を要請し、一般廃棄物の分別、保管場所の確認と適正処理に関する指導・啓発を行います。

事業系ごみの減量に関する計画書や管理責任者届提出の推進

多量排出事業者や事業用大規模建築物の所有者に対して、「事業系ごみの減量に関する計画書」や「一般廃棄物管理責任者選任届」の提出を要請し、量を把握するとともに、事業者にごみの減量や適正処理の醸成を図ります。

事業系ごみ有料シール券制度の見直し

事業系ごみをごみ集積所に出す際に利用する「事業系ごみ有料シール券」について、制度そのものを見直しします。

一般廃棄物処分業者の情報発信

生ごみの堆肥化や剪定枝などの資源化を行っている一般廃棄物処分業者について、市が情報発信を行い、事業者におけるごみ減量・資源化の取組を促進します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進（情報発信・事業系ごみ調査）									
計画書提出の推進		継続・推進（計画書・届出提出）							
※対象事業者の調査・周知									
事業系ごみ有料シール券制度の見直し									

施策 2.3 リサイクル活動（集団回収）の推進

《主な取組内容》

リサイクル活動回収取扱業者の紹介及び情報発信

集団回収を既に実施している団体や、まだ活動自体をしていない自治会や子ども会などに対して、リサイクル活動の啓発や回収取扱業者の情報発信をすることで、リサイクル活動の推進を図ります。また、新規の回収取扱業者の調査適宜実施します。

リサイクル活動補助金単価見直しの検討

生活様式の変化や費用対効果を考慮し、補助金単価を適宜見直すなど、制度の継続的改善を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
単価見直し検討		推進							

《主な取組内容》

転入者への情報提供

戸籍住民課と連携し、転入者に対して「資源とごみの分け方・出し方」パンフレット配布の他に、外国人に対しての外国語パンフレットやごみ集積所の利用方法の啓発など、さらなる情報提供を行います。

パンフレットの見直し及び全戸配布

「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットの情報やデザインなど分かりやすい内容に毎年改善して行くとともに、適宜全戸にパンフレットの配布を行うことで、情報提供の推進を図ります。

SNSを活用したごみ処理状況等の発信

市のSNSへ分別の啓発や和光市清掃センター（令和10年度以降はごみ広域処理施設）でのごみ処理状況や、毎月の1人1日当たりごみ排出量など年度ごとの実績を発信することで、若年層などへの理解促進を図ります。

ごみ分別アプリの導入の検討

「ごみ分別アプリ」の導入を検討し、ごみ出し日の通知機能や外国語版への切り替えができるなど、情報収集機能の充実を図ります。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
情報提供拡大		推進							
全戸配布					全戸配布				
推進（分別アプリ・SNS発信）									

施策 2.5 お届け講座や環境教育・環境学習の実施

《主な取組内容》

お届け講座、施設見学会の実施

従来のお届け講座や施設見学会の実施を推進します。

環境教育・環境学習機能の整備

ごみ広域処理施設において、リユース施設の機能を含め、環境教育・環境学習や情報発信の拠点整備を推進します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

施策 2.6 ごみ出し困難世帯への支援

【強化】

《主な取組内容》

ごみの戸別収集や粗大ごみの戸別(運び出し)収集に関する地域や社協との協力体制構築

ひとり暮らしの高齢者宅などへのごみの戸別収集や粗大ごみの戸別(運び出し)収集を行っていますが、要件に当てはまらなくてもごみ出しが困難な市民に対して、地域や社会福祉協議会と協力することによってより幅広い支援ができるよう、協力体制を構築します。

収集業者と連携した有料サービスの検討

ごみ出し支援に関しては、収集業者と連携した有料サービスの併設を検討し、市民のニーズに応じて対象者の拡大を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
推進									

《主な取組内容》

不法投棄物対策の推進

不法投棄されるごみ種や地域など情報を統計・調査することで、現場ごとの対策を検討します。必要であれば地域や関連団体と情報共有し、再発防止を防ぎます。

処理困難物の処理に関する情報提供

和光市清掃センター（令和 10 年度以降はごみ広域処理施設）で引取りができない処理困難物について、その種類ごとに取扱できる処理業者や専門業者の情報を調査し、情報発信を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始				
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ▶ <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px 10px; border: 1px solid black;">推進</div> </div>									

基本方針3 ごみ処理広域化及び資源循環システムの構築

【施策の方向性】理解の促進

施策 3.1 ごみ処理広域化の情報発信

【新規】

朝霞和光資源循環組合と連携し、ごみ処理広域化のスケジュールやごみ広域処理施設の情報などを、誰にもわかりやすく目に留まりやすい方法で情報発信します。

【施策の方向性】処理体制の継続的改善

施策 3.2 資源化ルートの継続的な見直し

資源ごみについては、残渣等の廃棄物や有価物の処理委託先について常に調査を行うとともに、小型家電回収ボックス設置など、拠点回収の推進も検討し、リサイクル率の向上を図ります。

施策 3.3 分別基準の見直し

【新規】重点施策

朝霞市や朝霞和光資源循環組合と調整し、ごみ処理広域化に合わせた分別基準の見直しを行います。

施策 3.4 ごみ処理に係る費用負担の検討

【新規】

減量効果や減量意識の醸成に資する費用負担のあり方について検討するため、一般廃棄物処理会計基準の導入、処理手数料の継続的な見直し、ごみ有料化の検討などを行います。

施策 3.5 資源ごみの広域化

【新規】重点施策

当面市で処理を行う資源ごみについて、朝霞市と継続的に協議を行い、将来的な広域化を推進します。

【施策の方向性】災害廃棄物対策

施策 3.6 災害時に備えたルール・体制づくり

【新規】重点施策

平時から災害に備えた災害廃棄物処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画の策定、職員等の研修の実施、災害時におけるごみ分別・排出ルールの事前周知などを行います。

施策 3.1 ごみ処理広域化の情報発信

【新規】重点施策

《主な取組内容》

誰にもわかりやすく目に留まりやすい情報発信

朝霞和光資源循環組合と連携し、駅前のデジタルサイネージなどを活用した、誰にもわかりやすく目に留まりやすい方法で、ごみ処理広域化やごみ広域処理施設に関する情報発信を行います。

《事業工程》

					▶広域化の開始					
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	
推進										

施策 3.2 資源化ルートの継続的な見直し

《主な取組内容》

焼却残渣や有価物の処理委託先の調査・検討

和光市清掃センターで中間処理を行ったあとの焼却残渣や選別して回収した資源物について、継続的に処理委託先を調査し、さらなるリサイクル率の向上を図ります。

小型家電リサイクルの推進

環境省認定事業者のリネットジャパン株式会社との協定に基づく、パソコンなどの小型家電の宅配便回収の推進を継続するとともに、小型家電回収ボックス設置など、拠点回収の推進を検討します。

《事業工程》

					▶広域化の開始					
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	
推進										
推進										
※小型家電ボックスなど検討										

《主な取組内容》

ごみ広域処理施設に合わせた分別基準の見直し

ごみ広域処理施設の稼働に合わせ、朝霞市及び朝霞和光資源循環組合と調整したうえで、減量目標の達成を踏まえて分別基準を見直し、周知します。

《事業工程》

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	▶広域化の開始				
					R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
協議・推進		周知・推進							
※遅くとも R6 までに見直し									

コラム

分別基準の相違点

本市と朝霞市では分別基準に下記のとおり相違点があり、広域化に向けて統一を図っていきます。

分別基準の相違点

相違点	現状の分別基準
燃やせないごみ（不燃ごみ）の排出方法	本 市：透明・半透明袋 朝霞市：コンテナ（箱）
ペットボトルの排出方法	本 市：緑のネット袋 朝霞市：コンテナ（箱）・青のネット袋
雑誌・雑紙の排出方法	本 市：ひもで束ねる 朝霞市：ひもで束ねる、透明袋、紙袋に入れる
燃やせないごみ（不燃ごみ）の対象寸法	本 市：24cm×24cm×35cm 以内 朝霞市：1 辺が 50cm 未満
粗大ごみの対象寸法	本 市：24cm×24cm×35cm 超えるもの 朝霞市：1 辺が 50cm 以上

[出典]「ごみ処理広域化基本構想」（令和 2 年 5 月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）

《主な取組内容》

一般廃棄物処理会計基準の導入

一般廃棄物処理事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を行うため、「一般廃棄物処理会計基準」を導入します。

処理手数料の継続的な見直し

燃料費の高騰や施設老朽化による修繕費の増加を考慮し、和光市清掃センター（令和 10 年度以降は広域ごみ処理施設）への搬入手数料や事業系ごみの処理手数料について、減量効果を見極めながら継続的に見直しを行います。

ごみ有料化の検討

廃棄物の排出抑制や資源化の推進のために有効なツールであるごみ有料化について、数値目標の達成状況等を見極めながら、今後も継続して導入の可否を検討します。

《事業工程》

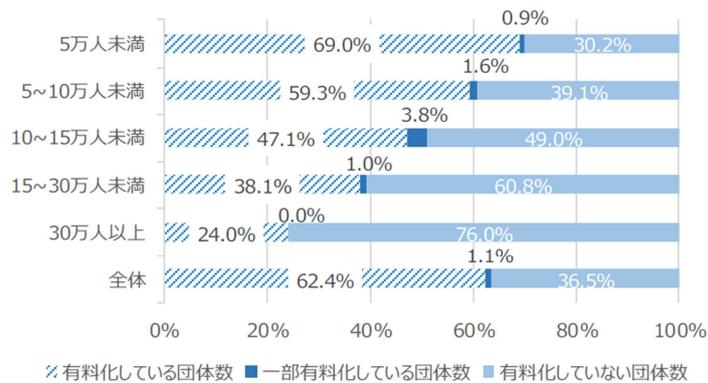
▶広域化の開始									
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
導入 ▶ 継続・推進									
※一般廃棄物処理会計基準									
処理手数料見直し・継続									
ごみ有料化の検討・継続									

コラム

○全国（埼玉県）のごみ有料化状況

環境省の調査では、平成30年度における全国の有料化実施状況について、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村は、全体で63.5%であり、人口規模が小さいほど有料化が進んでいる。

家庭系可燃ごみの有料化状況(平成30年度)



[出典] 令和2年度一般廃棄物会計基準改訂等業務報告書（令和3年3月）

埼玉県の令和2年度における県内の有料化実施状況（一般廃棄物処理実態調査より）について、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村が10件、導入していない（無料）市町村が53件となっており、導入率は約15.9%である。（県内の導入自治体：秩父市、加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、杉戸町）

○ごみ有料化に関する市民アンケート結果

市民向けアンケート調査で家庭ごみの有料化について尋ねたところ、「導入すべきではない」が最も多く35.4%であり、「しばらく様子を見るべき」23.3%と合わせて58.7%が反対・慎重派でした。

施策 3.5 資源ごみの広域化

【新規】重点施策

《主な取組内容》

資源ごみの広域化に向けた協議

「びん」、「缶」、「プラスチック」、「ペットボトル」の資源ごみについては、令和 10 年度に稼働予定のごみ広域処理施設の対象ごみとはなっていないことから、朝霞市及び朝霞和光資源循環組合と継続的に広域化に向けた協議を行い広域化を推進します。なお、当面は市での単独処理を行います。

《事業工程》

										▶広域化の開始	
R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)		
推進										▶	

施策 3.6 災害時に備えたルール・体制づくり

【新規】重点施策

《主な取組内容》

災害廃棄物処理計画の策定と定期的な見直し

令和 4 年度策定予定の「災害廃棄物処理計画」について、適宜見直しを行い、常に最新情報を掲載します。

職員等研修の実施

「災害廃棄物処理計画」に基づく市職員や収集運搬業者など関連団体などへの研修を継続的に実施し、災害時に備えた人材の育成を図ります。

災害廃棄物の排出ルールの周知

災害廃棄物を初期段階から効率的に処理するために、平時から災害時の分別区分、排出ルール、仮置き場運用ルールなどの情報を市民・事業者に発信します。

退蔵ごみの適正排出

災害時には家庭に退蔵している処理困難物などがまとめて排出され、円滑な処理の妨げとなる恐れがあることから、平時から適正排出を促します。

有害ごみ等の情報把握

施設や事業者が保有している薬品などの有害ごみについて、災害時に円滑な対応がとれるよう、情報把握を推進します。

《事業工程》

▶広域化の開始

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
適宜計画の見直し					※広域化開始に合わせ見直しを検討				
周知 ▶ 推進									
※災害廃棄物の排出ルール／退蔵ごみ啓発									
有害ごみ情報把握			▶▶ 推進						